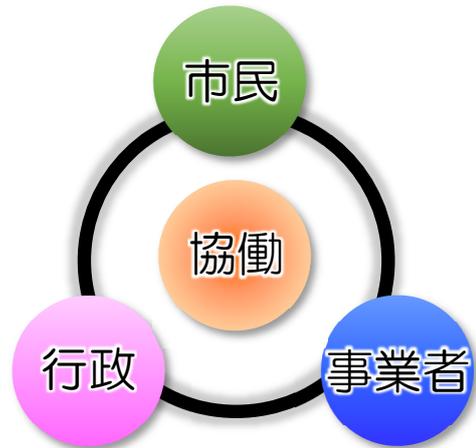


VII.推進体制

1. 市民・事業者・行政の役割

本構想を実効性の高いものにするためには、市民や事業者、行政が、それぞれの果たすべき役割を十分に理解し、協働して取り組むことが重要です。

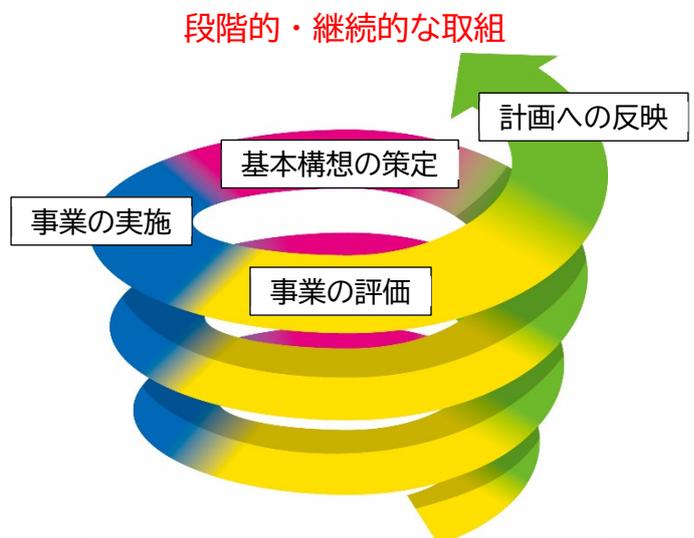


	主な取組内容
市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての人が互いに理解を深めようとコミュニケーションをとる「心のバリアフリー」についての理解 ・高齢者や障害者等を気軽に手助けするなど思いやりのある行動 ・自転車やバイクの違法駐車をしないなどマナーの向上
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想に基づく継続的なバリアフリー関係事業の実施 ・バリアフリーに関する利用者意見の把握 ・従業員に対するバリアフリーに関する教育の推進 ・情報のバリアフリー化や役務の提供等、真に必要な方が円滑に利用できる体制の確保
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想に基づく継続的なバリアフリー関係事業の実施 ・バリアフリーに関する情報提供と市民意見の把握 ・バリアフリーに関する市民や事業者に対する意識啓発と教育等の推進 ・関係機関との連携によるバリアフリー推進体制の確立

2. 進行管理体制と事後評価

(1) 進行管理

本構想の基本理念「みんなにやさしい安心・安全に移動できるまちづくり」の実現のためには、基本構想策定 (Plan) 後の事業実施 (Do) と、実施状況を継続的に把握し、実施内容と効果を評価 (Check) する仕組みを構築して、必要に応じて見直す (Action) といったPDCAサイクルによる進行管理が重要です。



また、社会経済情勢や市民のニーズの変化、関連計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて事業の見直しや新たな提案を行うなど、時勢に即応した弾力的な運用を図り、段階的・継続的に発展（スパイラルアップ）していくことも欠かせません。

そのため、本市では、本構想の進捗状況の把握などを行う関係事業者等で構成する推進組織を設置するとともに、ホームページ等を活用し、事業の進捗状況等の情報発信や市民ニーズの把握に積極的に取り組みます。

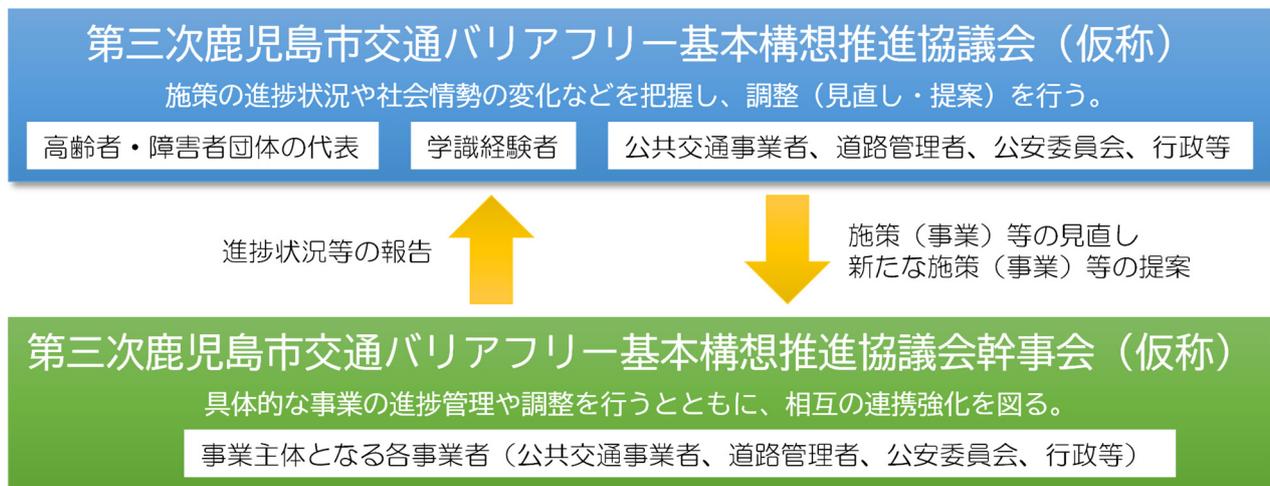
① 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想推進協議会（仮称）の設置

本構想の一体的かつ計画的な推進に係る必要な協議及び調整を行うため、高齢者・障害者団体の代表や学識経験者、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、行政等で構成する「第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想推進協議会（仮称）」を設置します。

② 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想推進協議会幹事会（仮称）の設置

本構想に基づき、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、行政など、事業主体となる各事業者が取り組む事業の一体的かつ計画的な推進に向けて、具体的な事業の進捗管理や調整を行うとともに、相互の連携強化を図るため、推進協議会の下に「第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想推進協議会幹事会（仮称）」を設置します。

進行管理体制のイメージ



（2）事後評価

基本構想策定後、各事業者が協力して特定事業計画を作成します。事業計画には特定事業の整備内容や、整備目標時期を示すことから、この事業計画に基づく進捗を踏まえ、計画期間終了後に確認・評価を行います。